

○ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示 新旧対照条文  
 ○ 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

	物 質	係 数	<p>一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
(1) アマナズナ種子油		二五	
(2) イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼン、スルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）		一	
(3) エチレングリコールモノブチルエーテル		一	

現 行

	物 質	係 数	<p>一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
(1) アマナズナ種子油		一	
(2) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）		一	
(3) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数		一	

	物 質	係 数	<p>二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
(1) アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）		一、〇〇〇	
(2) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）		一、〇〇〇	

及び多分岐ポリエステルアミドの混合物

(4) グリセリンプロポキシレート及びソルビ  
トールプロポキシレートの混合物（アミン  
の含有量が十重量パーセント以上のものに  
限る。）

(5) 三ー（三・五ージーターシャリーブチル  
ー四ーヒドロキシフェニル）プロピオン酸  
アルキルエステル（アルキル基の炭素数が  
七から九までのもの及びその混合物であつ  
て、他の海洋環境の保全の見地から有害で  
ある物質又は有害でない物質と混合してい  
る状態で輸送されるものに限る。）

(6) ジプロピレングリコールジベンゾアト  
（他の海洋環境の保全の見地から有害であ  
る物質又は有害でない物質と混合している  
状態で輸送されるものに限る。）

(7) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム  
及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四

—

—

—

—

(4) 十八以上のもの及びその混合物に限る。  
アルキルトルエンスルホン酸（アルキル  
基の炭素数が十八から二十八までのもの及  
びその混合物に限る。）

(5) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム  
塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八  
までのもの及びその混合物に限る。）

(6) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム  
塩のほう酸エステル（アルキル基の炭素数  
が十八から二十八までのもの及びその混合  
物に限る。）

(7) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほ  
う酸エステル

(8) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液

(9) オクタメチルシクロテトラシロキサ  
ン

(10) ジシクロペンタジエン及びその二量体の  
混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八  
十一重量パーセント以上八十九重量パーセ  
ント以下のものに限る。）

(11) 三ー（三・五ージーターシャリーブチル  
ー四ーヒドロキシフェニル）プロピオン酸  
アルキルエステル（アルキル基の炭素数が  
七から九までのもの及びその混合物であつ  
て、他の海洋環境の保全の見地から有害で  
ある物質又は有害でない物質と混合してい  
る状態で輸送されるものに限る。）

(12) ジプロピレングリコールジベンゾアト  
（他の海洋環境の保全の見地から有害であ  
る物質又は有害でない物質と混合している  
状態で輸送されるものに限る。）

(13) 直鎖脂肪酸アルコール（炭素数が十九以  
上のもの及びその混合物に限る。）

(14) 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パ  
ーセント未満のものに限る。）

(15) 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パ  
ーセント未満のものに限る。）

(16) 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パ  
ーセント未満のものに限る。）

(17) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム  
及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四

—

—

—

—

—

—

—

—

—

—

(8) 十重量パーセント以下のものに限り、大豆油脂脂肪酸メチルエステル

(9) テレフタル酸ジエチルヘキシルトール油のナトリウム塩

(11) ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）  
(12) ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が十及び十一のもの）を除く。）に限る。

(13) ぶどう油  
(14) ポリイソブチレン（重合度が四未満のもの及びその混合物に限る。）  
(15) ポリイソブチレンアミンの脂肪酸炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物を除く。）を溶媒とする溶液

(16) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

—

—

二五

—

—

—

十重量パーセント以下のものに限り、

(18) チオリン酸ジアルキルナトリウム塩溶液  
(19) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びテトラデシルアルコールの混合物  
(20) テレフタル酸ジエチルヘキシルトール油

(21) テレフタル酸ジブチル  
(22) ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液又は他の海洋環境の保全の見地から有害である物質若しくは有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

(23) パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）  
(24) 一フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物（アセトフェノンの濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）  
(25) ぶどう油

(26) 一・三ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物（一・三ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えないものに限る。）

(27) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）

(28) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール  
(29) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体  
(30) ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムク

—

—

二〇〇

—

二五〇

—

二五

—

—

二 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(3) ポリ(L-アスパラギン酸)のナトリウム塩水溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(4) マレイン酸及びアシルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(5) 無水マレイン酸及びプロパーニールエーテル、スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

三 令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
(2) エチルターシャリペンチルエーテル	○
(3) 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。)	○
(4) 塩化アンモニウム溶液(濃度が二十五重量パーセント以下のものであって、ぎ酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。)	○
(5) ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル(分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。)	○
(6) ポリ(L-アスパラギン酸)のナトリウム塩水溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	○
(7) 無水マレイン酸及びプロパーニールエーテル、スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○
(8) ニーメチルグルタロニトリル及びニエチルブタンジニトリルの混合物(ニエチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものであるものに限る。)	○

(31) ロ(ライド)溶液  
N-メチルアニリン

一  
○

三 令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p>	物質	○	数
---	----	---	---

四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）</p> <p>(2) オレンジ果汁</p> <p>(3) グリセリンエトキシラート</p> <p>(4) 炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）</p> <p>(5) パーセント未満のものに限る。二酸化けい素</p>	物質	○	数
--	----	---	---

<p>(9) セント以下のものに限る。） リグニン（木材から生成するものに限る。） 酢酸ナトリウム及び蔞酸ナトリウムの混合物</p> <p>(10) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液</p>	○	○
---	---	---